平成２６年（フ）第７号
島根県出雲市大津町354番地４
債務者　錦織　一昭
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第９号
沖縄県島尻郡久米島町字真我里160番地の１コーポアイランド103
債務者　渡名喜善美
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４９０号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目455番地　センチュリー櫛引101号
債務者　阿部　正敏
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
埼玉県志木市中宗岡５丁目16番18号　サカエハイツ102号
債務者　高田ゆかり（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９０号
埼玉県蕨市塚越６丁目17番10号
債務者　福本　佳史
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
さいたま市南区根岸２丁目16番13号　コーポとし101号室
債務者　神山　真一
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
さいたま市浦和区北浦和３丁目18番18号
債務者　田代　浩一
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
さいたま市緑区原山１丁目12番16号　メゾンユモレスク105
債務者　清水　洋志
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
埼玉県久喜市久喜東２丁目３番６号
債務者　印田みゆき（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
埼玉県川越市大字吉田89番地１　ドミール堀之内Ｂ棟103号室
債務者　荻原　　功
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８６号
埼玉県狭山市大字北入曽755番地の１　１―911
債務者　西田由美子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５１号
埼玉県川越市大字古谷上6083番地７　Ｅ―２棟207号室、前住所埼玉県上尾市弁財２丁目９番22号　江崎フジハイツＡ―202
債務者　阿部　啓典
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６７３号
大阪市東住吉区南田辺３丁目１番５号コーポエルメス503号
債務者　工藤　幸奈
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６号
岡山県倉敷市玉島長尾229番地４　杉の丘３号室
債務者　尾崎　美香（旧姓菊田）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
岡山県倉敷市連島町鶴新田247番地６
債務者　江口　光子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
岡山県倉敷市船穂町船穂2811番地２　サンパティークＣ102号室
債務者　中元　純二
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
岡山県笠岡市笠岡5606番地　笠岡屋アパート10号
債務者　村井　泰行
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係